

若狭町告示第71号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、
本町の字の区域を設定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成18年6月22日

若狭町長 千田 千代和

変 更 調 書

次の区域を三十三団地1号三十三に設定する。

大 字	字	地 番
上 野	1号岸下	1の1から1の4まで 3の1 3の2 4の1から4の3まで 4の5 5の1 6の1 7 8の1 9の1 10の1 11 13 15 19から21まで 23の1 24の1 25の1 26 27 28の1 31
	2号山王前	1の1 3の1 5の1から5の3まで 6の2 6の3 7の2 7の3 8の1 8の3 9 10
成願寺	5号廻渚	5の1 9の1 10
	6号岸ノ下	1の1 1の2 2の1 2の3 3 4 5の1 6の1 7
	7号正源筋	1の1 2の1 2の2 3の1から3の5まで 4から9まで 10の1 10の2 11の1 11の2 28の1 28の2 29
これらの区域に隣接する道路、水路である国有地の一部		